2通提出（添付書類含む）

税務署受付印

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

※整理番号	

令和　年　月　日

国税局長殿

納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第８項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

届出資産の取得をした日の属する事業年度		1	自 令和　年　月　日　至 令和　年　月　日		
届出の事由		2	□法人税法施行令第57条第１項第１号 該当	□法人税法施行規則第16条第１号 該当	□法人税法施行規則第16条第３号 該当
届出資産の種類及び名称		3			
同上の資産の	所在する場所	4			
	みなし承認を受けようとする使用可能期間（付表のｏ）	5	年		
	未経過使用可能期間（付表のｐ）	6	年		
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日		7	法第　　号 □平成□令和　年　月　日 ※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。		
参考となるべき事項		8			

添付書類	「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付表）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

（規格Ａ４）

06.06 改正

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に２通提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「届出資産の取得をした日の属する事業年度１」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。

(2)「届出の事由２」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第 57 条第１項第１号、法人税法施行規則第 16 条第１号又は同条第３号（法人税法施行令第 57 条第１項第１号及び法人税法施行規則第 16 条第１号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を〇で囲んでください。

なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第 57 条第８項又は法人税法施行規則第 18 条第３項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること （法人税法施行令第 57 条第１項第１号）	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 （法人税法施行令第 57 条第８項）
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること （法人税法施行規則第 16 条第１号）	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第３項第１号）
3	上記１又は２に準ずる事由 （法人税法施行規則第 16 条第３号）	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 （法人税法施行規則第 18 条第３項第２号）

(3)「届出資産の種類及び名称３」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

(4)「同上の資産の（４～６）」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。

(5)「既承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日７」欄には、既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。

(6)「参考となるべき事項８」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第 57 条第１項第１号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。（例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等）

(7)「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8)「※」欄は、記載しないでください。

4　届出書の提出に当たっては、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（付

表）を添付してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。